

川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例 新旧対照表

改正後	改正前
○川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例 昭和63年 6 月27日 条例第25号 (換地を定めない宅地等の清算金) 第23条 法第90条、<u>第91条第 3 項</u>、第92条第 3 項又は第95条第 6 項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めなくて金銭で清算する場合における清算金は、従前の宅地の評定価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の評定価額に前条の比を乗じて得た額とする。	○川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例 昭和63年 6 月27日 条例第25号 (換地を定めない宅地等の清算金) 第23条 法第90条、<u>第91条第 4 項</u>、第92条第 3 項又は第95条第 6 項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めなくて金銭で清算する場合における清算金は、従前の宅地の評定価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の評定価額に前条の比を乗じて得た額とする。